

松戸市農業委員会総会議事録

令和 5 年 7 月 1 0 日

令和5年松戸市農業委員会7月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和5年7月10日午後2時松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	3番	齋藤香
5番	山室一美	6番	山口輝雄
7番	岩佐忠夫	9番	鈴木榮一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

2番	加藤正芳	8番	椿唯司
----	------	----	-----

1. 関係課出席職員 農政課

課長	田嶋和彦	主任主事	榎本稔
----	------	------	-----

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	事務局長補	榎孝弘
主幹兼係長	武井博子	係長	落合利彦

開会 午後 2時

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年7月総会を開催いたします。

本来であれば会長が議長を務めるところでございますが、本日、所用により会長が欠席されますので、松戸市農業委員会会議規則第5条の規定により、私、山口が議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申入れがあり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号12番、杉浦昌平委員、議席番号13番、松戸英樹委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第2号となっております。

なお、報告事項については第1号から第7号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。
それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課田嶋です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。
当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は新規設定案件1件、再設定案件4件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、ピンクの冊子でお配りしています参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は旭町、現況地目は畑で、面積は898平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ブルーベリー、パパイヤを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま農政課長より議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山です。

ただいまの説明でよく分かりました。双方ともお会いしましたけれども、問題ないと思いますので、賛成したいと思います。お諮りよろしくお願いいたします。

議長 ただいま横山委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 議案第1号、2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページ、4ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑、面積は1,040平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は1年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、ご意見ございませんか。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。

農政課長の説明でよく分かりました。再設定案件でもあり、今後も農地管理が適正になされると思いますので、賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より原案に賛成との意見がございました。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 議案第1号、3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の3ページ、4ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑、面積は1,040平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は1年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、ご意見ございませんか。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。

農政課長の説明でよく分かりました。こちらも再設定案件で、今後も適正な農地管理が見込まれると思いますので、賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま山崎委員より原案に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしとの答えがあります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号、4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の5ページ、6ページ、7ページをご覧ください。

当案件、議案書のほうでは新規設定となっておりますが、再設定案件であります。訂正させていただきます。

対象農地は七右衛門新田、現況地目は田、面積は2,058平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、米を主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、ご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号、5番を説明いたします。

議案書2ページの5番、参考資料8ページ、9ページをご覧ください。

当案件、議案書では新規設定となっておりますが、再設定案件です。申し訳ございません。訂正させていただきます。

対象農地は栗山、現況地目は畑、面積は1,044平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、キャベツ、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の5番について内容の説明がございました。

農業委員、推進委員の皆さん、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議 長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

第2審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号10番、渡邊洋子です。

去る7月3日、月曜日、議案第2号の審査のため、第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、山口輝雄職務代理、平川正俊推進委員、湯浅清推進委員と私の4名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。議案書の3ページ、議案参考資料については10ページから15ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の10ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は東葛及び城東エリアを中心に建築物の新築、改築及び内装外装工事を行っています。申請地は線引き前から宅地化されており、宅地事業を行う要件を満たしていることから、申請地を取得し専用住宅用地とするためです。

土地の選定理由は、線引き前から宅地化されていて、宅地事業を行う要件を満たしていること、また、周辺も区画整理により宅地化されていることから、新規住宅建設に適していると判断したためです。

議案参考資料の12ページをご覧ください。

施設の概要については、専用住宅9棟を建設する住宅用地です。

整地及び被害防除については、南東側に約4メートルの擁壁を設置し、前面道路と同じレベルまで盛土します。

排水については、汚水は公共汚水ますを設置し、新設道路内の汚水本管に接続放流します。

雨水については、雨水貯留浸透槽を設置し抑制後、オーバーフロー分を前面道路の側溝へ接続放流します。

費用については、自己資金と金融機関からの融資で賄うとのことから、残高証明書・融資見込証明書を確認いたしました。

他法令については、都市計画法が該当しますが、関係各課と協議済みです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタ

ール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま渡邊洋子座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのこと。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

鈴木委員 議席番号9番鈴木です。座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま鈴木委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第2号の2番を議題といたします。

第2審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号10番、渡邊洋子です。

それでは、議案第2号の2番についてご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については16ページから18ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の10ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は東葛及び城東エリアを中心に建築物の新築、改築及び内装外構工事を行っています。柏市の資材置場と申請地の資材置場を使用することにより収容材の分別を

行うことから、申請地を取得し資材置場用地とするためです。

土地の選定理由は、現在柏市逆井の資材置場を使用していますが、松戸市近辺での仕事が増加しており、逆井からでは移動時間を含め支障を来しているためです。

議案参考資料の16ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場用地です。

整地については、碎石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、1.8メートルの万能鋼板で3方を囲い、入り口にはゲートを設置します。

費用については、自己資金と金融機関からの融資で賄うとのことから、残高証明書・融資見込証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の2番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま渡邊洋子座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。はい、齋藤委員。

齋藤委員 議席番号3番齋藤です。座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議長 ただいま齋藤委員より審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第2号の3番を議題といたします。

第2審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号10番、渡邊洋子です。

それでは、議案第2号の3番について、ご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については19ページから24ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の19ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、申請者は中古戸建ての売買を主体とする不動産業を行っています。事業再構築補助金を活用しアミューズメント施設運営への業態転換を行っていくことから、申請地を借り受け、スケートボードパーク、ラジコンコース及び駐車場52台の用地とするためです。

土地の選定理由は、運営協力者が近隣でスケートパークを運営していること。またスケートボード施設は騒音の問題があり住宅地では運営が困難ですが、市街地から遠くなると集客に影響するため、そのバランスを考えて選定したとのこと。

議案参考資料の16ページをご覧ください。

施設の概要については、スケートボードコースを2コースとラジコンコース2コース、52台の駐車場を設置します。

整地については、駐車場を砕石敷きとし、土のラジコンコースとコンクリート敷きのラジコンコース、スケートボードコースを設置します。

排水については、雨水のみで雨水排水柵と排水管を敷設し、前面道路の側溝に放流します。

被害防除については、北側・東側についてはブロックを2段積みします。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

審査会では、現在の計画では夜間早朝に隣接農地から侵入できやすくなっており、隣接の耕作者とトラブルになり得ることから侵入を抑制するような方策を考えること。また前面道路の水路に子供が落ちないように柵等を設置し安全対策を行うことを要望しました。

農地区分については、新松戸支所から1キロメートル以内にあり、その円内の宅地化率も

40%を超えていることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の3番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま渡邊洋子座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山です。座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま横山委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。はい、加藤一郎委員。

加藤（一）委員 議席番号1番加藤一郎です。学校が近いので大丈夫なのか。学校には、説明しているのか。

事務局 申請者に学校に行って説明してもらっています。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の3番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書4ページ、報告事項1から14ページの報告事項7についてご報告させていただきます。

まず、4ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により2件の届出を受理しました。なお、2件ともあっせん希望はありませんでした。

次に、6ページから7ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、7ページ下段に記載のとおり、5月分として田、3件、1,634平方メートル、畑、10件、3,600平方メートル、合計13件、5,234平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、8ページから10ページ、報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、10ページに記載のとおり、田、2件、616平方メートル、畑、18件、8,988平方メートル、合計20件、9,604件の届出を受理いたしました。

次に、11ページ、報告事項4 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、2件を県知事宛て送付しました。

次に、12ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、相続性の納税猶予に関する適格者証明書1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書5件を交付しました。

次に、13ページ、報告事項6 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障及び死亡による買取申出が生じたため3件の証明書を交付しました。

次に、14ページ、報告事項7 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告についてですが、記載のとおり、1件の報告がありました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和5年7月総会を終了いたします。

事務局、傍聴人の退室をお願いいたします。

閉会 午後 2時40分